

京都市告示第 55 号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

令和5年4月7日

京都市長 門川大作

道路の種類 一般国道
供用開始の期日 告示の日
路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧 新 別	延長	敷地の幅員
162号	北区中川川登46番地の1地先から 同町48番地の2地先まで	旧	メートル 193.30	メートル 7.25 ~ 8.40
		新	193.30	7.77 ~ 44.79

(建設局土木管理部道路明示課)